

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 人事</p> <p>第6節 退職</p> <p>(退職)</p> <p>第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程第3条第2項に規定するテニュア付与審査の結果、テニュアを付与しないこととなり、テニュアトラック教員としての任期が終了したとき。</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 人事</p> <p>第6節 退職</p> <p>(退職)</p> <p>第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程第3条第4項に規定するテニュア付与審査の結果、テニュアを付与しないこととなり、テニュアトラック教員としての任期が終了したとき。</p> <p><u>(9) 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条第2項に規定する教授資格再審査の結果、任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したとき。</u></p>	

附 則 (規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第17条第8号の改正規定は平成26年6月2日から、同条第9号の改正規定は平成26年11月1日から、それぞれ適用する。